

第15回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年9月27日(月)午後5時から
大分市役所本庁舎 8階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 調整案2の検討について

(2) その他(今後の日程等)

第 14 回全体会での検討課題

1. 条例の名称について

「自治基本条例」が良いのではないかという大勢の意見の中、「自治」の前か後ろに「市民」を付けたら分かりやすくなるという意見や、「まちづくり」にポイントを置くべきとの意見から「市民協働によるまちづくり基本条例」が良いのではないかなどの意見があった。

また、大分市の自治基本条例にするのか、大分市民の自治基本条例にするのか、今後、議論の価値があるとの意見があった。

2. 「自治」と「まちづくり」の相互関連性について

再度詰める必要がある。

3. 第 3 条「基本理念」、第 4 条「基本原則」について

第 2 章として、別章立てにすることで分かりやすくなった。

第 3 条の 1 号、2 号、3 号は、「まちづくり」の視点で言えばそう思えるが、「自治の基本理念とする」という場合に、1 号の「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」は、本当にこれで良いのかと思う。

また、第 4 条の 1 号と 3 号の関係がはっきりしない。

4. 「議会」について

第 4 項中、「市民及び市長との関係等」とある「市長」は、「市長等」でなくて良いか？との問いに対して、議会で検討することとなった。

5. 「地域コミュニティ」について

一般市民には分かりにくいのではないかと意見であったが、市において「地域コミュニティ」の再生事業として、既に取り組みを進めている内容である。

どうしても言葉が分かりにくいということであれば、分かりやすい言葉に置き換えるかどうかの検討も必要である。

6. 「多文化共生」について

第 6 章「まちづくりの推進」の一条に復活させても良いのではないか。

7. 「なぜ、自治基本条例を作るのか」について

市民意見交換会に向けて、再度整理しておく必要がある。

全国の条例名称一覧(参考)

ジャンル	名称	件数	割合(%)
自治	自治基本条例	77	63.1
	住民自治基本条例	2	
	市民自治基本条例	1	
まちづくり自治	まちづくり自治基本条例	1	
	みんなでまちづくり自治基本条例	1	
まちづくり	まちづくり基本条例	28	23.0
	みんなですすめるまちづくり基本条例	1	
	協働のまちづくり基本条例	1	
	元気なまちづくり基本条例	1	
	市民参加のまちづくり基本条例	1	
	市民参画と協働によるまちづくり基本条例	1	
	パートナーシップのまちづくり基本条例	1	
その他	未来づくり基本条例	1	
	みんなでつくるまちの基本条例	1	
	自治の推進に関する基本条例	1	
	みんなのまち基本条例	1	
	まち・ゆめ基本条例	1	
	自治憲章条例	1	

検討委員会で出された意見

大分市自治基本条例

大分市市民自治基本条例

大分市自治市民基本条例

大分市市民協働によるまちづくり基本条例

自治とまちづくり

「自治」と「まちづくり」は、使い分けが難しい言葉です。様々な文書中に、様々な意味で使用されており、時にはそれぞれの言葉がもつ固有の意味を超えた使い方がされる場合もあり、また時には同じ意味で使われることもあります。そのため、両者の違いがあまり意識されていないのが実情です。

しかし、この条例では、それぞれの意味を明らかにした上で、議論を進める必要がありますので、一応、次のように整理したいと思います。

自治 = **市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法**
(主に、市や自治会等の内部の關係に視点を置いた捉え方)

まちづくり = **住みやすいまちを作るための活動や取組**
(主に、まちに視点を置いた捉え方)

自治とまちづくりの違いを意識しつつ、条例の構成を考えると、主な視点の置き方によって、違いが出てきます。

[自治に視点を置いた場合]

市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法(主に、市や自治会等の内部の關係に視点を置いた捉え方)が規定の中心となります。

[まちづくりに視点を置いた場合]

まちづくりに対する考え方(理念)やそのための方策を規定することになります。自治については、まちづくりを進めるための仕組みとして規定することになります。

「自治」、「まちづくり」ともに、市政運営のあり方を定める上では大事な事柄ですが、この条例で「まちづくり」について規定しようとする場合には、市政運営の総合的な体系を定めている総合計画との關係を整理しておく必要があります。これについては、

条例では、まちづくりを進める上で必要となる市の意思決定の仕組みや方法(自治)を中心に定め、まちづくりの方向性(理念)については、普遍的なものに限定して規定する。

まちづくりの具体的な方向性等は、その時々的情勢により左右され易いので、情勢に応じたより具体的な政策の方向性については、この条例の定めるまちづくりの理念を基に、総合計画で議論して決定する。

といった役割分担を明確にすることによって、整理できるものと考えます。

< 各部会での検討概要 >

理念部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・資料の説明により了解を得た。
 - ・自治基本条例は、「まちづくりの仕組み」を整理するものであり、厳密に規定することは難しいが、大分市の「自治」のベースになるものである。
2. 調整案1について
 - ・第7、8章(多文化共生、環境及び景観)については、現状の前文でもこの条文と同様のニュアンスが込められていると思われるので、削除してもかまわないのではないか。
3. 部会に関する事について
 - ・部会としても、自分たちが作った「前文」が100%とは思っておらず、建設的な意見を出してもらえれば検討していきたい。
 - ・「前文」に対する他部会からの意見は理解した上で、具体的な対案が欲しい。

市民部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・資料により、自治に視点を置いた条例の組み立てで良いという意見が多数であった。ただし、市民に分かりやすくするため、条例の名称等を工夫する必要がある。
2. 調整案1について
 - ・市民部会に直接関連する調整事項はないものの、調整の方向性は了解した。
3. 部会に関する事について
 - ・「子どもに関する条例」との関係性について、子どもの権利・責務部分を検討し、現在の部会案のままで良いのではないかと結論に達した。併せて、検討中としていた(市民の責務)第6条第2項についても、現在案のまま確定とした。

執行機関・議会部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・「自治」「まちづくり」それぞれの厳密な定義ということではなくて、両者の違いを整理するための一つの考え方としては、概ね良いのではないか。
2. 調整案1について
 - ・次回の全体会までに、各自で内容を精査し、意見があればその場で述べることにする。
3. 部会に関する事について
 - ・調整案について各自で検討した上で、本部会の案の部分に限らず意見等があれば、できるだけ具体的な内容で提案することとする。

市政運営部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・資料により、自治とまちづくりの意味について概ね了解した。
2. 調整案1について
 - ・第14条(総合計画)の主語については、今後検討をすることとした。
 - ・第23条(行政組織の編成)第2項中の「組織の横断的な調整」については、事務局で再検討する。
 - ・第6章第37条(連携及び交流)については、このままにしておくが、課題として「市政運営の章に入れるべきではないか」ということで、検討を要する。
 - ・第7章第38条(多文化共生)については、削除の方向で良いが、課題として「趣旨をどこかに盛り込めないか」検討を要する。
 - ・その他の項目は、調整案1のとおり了解した。
3. 部会に関することについて
 - ・第14条(総合計画)については、第7条(市の基本的役割)第2項中に「基本構想及び基本計画に即した」という文言があるので、双方の条文の関係性を整理する必要がある。
 - ・第21条(法令遵守等)については、市職員が当然行うべきものであり、市役所内部のことであるので、敢えて謳う必要がないものとして削除の方向とする。
 - ・第25条(権利保護・苦情対応)第1項中の「行政の改善」については、事務局で再検討する。
 - ・第26条(政策法務)の条文については、部会で再度検討する。

市民参加・まちづくり部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・それぞれの言葉を使用する際の意味(捉え方)としては、事務局の作成した資料の内容で了解する。
2. 調整案1について
 - ・第34条(情報共有及び説明責任)について、調整案1で示されたとおり、それぞれ関係する条項に統合することについては、了解する。
 - ・本部会に関する条文案の主語については、調整案1で示された内容を了解する。
3. 部会に関することについて
 - ・第35条(都市内分権)について、「都市内分権」の実現に向けた過程(プロセス)としては現在の条文案でも構わないが、その実現性・方向性を踏まえた内容にすることなど、もう少し検討する余地があるのではないかと。

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
都道府県	神奈川県	神奈川県自治基本条例	平成21年3月27日	規定なし	「県民」 地方自治法第10条第1項の「住民」の規定に従えば、「県民」は「神奈川県内に住所を有する者」であり、人種・国籍・性別・年齢、行為能力の有無、自然人・法人のいずれであるかなどを問わないこととなっています。 このことを踏まえ、この条例にいう「県民」とは、地方自治法の「住民」を基本としており、別に特段の定義は設けていません。 なお、具体的な制度・手続の対象となる「県民」の範囲については、それぞれの制度等に関する個別の条例や要綱等で定められることとなります。
	兵庫県	兵庫県まちづくり基本条例	平成22年4月1日	規定なし	
政令指定都市	札幌市	札幌市自治基本条例	平成19年4月1日	市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	
	川崎市	川崎市自治基本条例	平成17年4月1日	本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。	「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。 このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、川崎という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。
	新潟市	新潟市自治基本条例	平成20年2月22日	ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体	
	静岡市	静岡市自治基本条例	平成17年4月1日	市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	第1号は、「市民」の定義です。 地方自治法第10条に定める「住民」は、市町村の区域内に住所を有する自然人と法人をいいますが、この条例でいう「市民」は、それより広くとらえ、住民はもとより、通勤・通学者、NPOやボランティア組織、自治会・町内会なども含めています。 政令指定都市となった本市は、今後、より一層様々な人々や団体が国内外から集うことが予想されます。これからのまちづくりは、このような人々の力も必要です。 つまり、このまちに住む人、集う人が、個人・団体を問わず、お互いが平等であることを認識して、尊重し合いながらまちづくりに取り組むことが、前文で掲げた理想とする静岡市を創造するうえで必要です。 そこで、これらの人々をすべて市民と定義付け、市民と市議会と市の執行機関という三極体制を構成し、三者が信頼し合い協働してまちづくりを行うという理念を打ち出しています。
中核市	宇都宮市	宇都宮市自治基本条例	平成21年4月1日	市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。	「市内に住む人」には、在住外国人が含まれます。
	岐阜市	岐阜市住民自治基本条例	平成19年4月1日	市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	
	高松市	高松市自治基本条例	平成22年2月15日	(1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。	
	熊本市	熊本市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)	第1号の「住民」は、本市の区域内に居住地その他生活の本拠を有している個人としています。 第2号の「市民」は、第1号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。 これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に係る幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。
	豊田市	豊田市まちづくり基本条例	平成17年10月1日	市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。	(1) 市民 ・これからの豊田市のまちづくりをすすめるにあたり、多様化する諸課題に対しては、住民だけでなく、自治区やNPO、ボランティア、企業をはじめ広く市に関わって活動している人の力を結集することが必要であるということから、条例の市民について確認します。 ・市民は、地方自治法に定める住民(市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で活動している市民活動団体など様々な活動を行っている個人や団体をいいます。
40万人以上市	川口市	川口市自治基本条例	平成21年4月1日	市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者(法人を除く。)をいう。	この条例では、市外から市内に在勤、在学する方及び活動している個人(自然人)も、本市のまちづくりに力を発揮していただくことが必要との考えから、こうした方々も「市民」に含めています。 なお、法人を除くこととしたのは、法人は、個人(自然人)の集合体と考えられるからです。したがって、この条例では、NPO法人や事業者もこうした市民の集合体として位置付けています。

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
30~40万人市	越谷市	越谷市自治基本条例	平成21年9月1日	市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。	《第1号関係》 「住民」については、地方自治法第10条において、「区域内に住所を有する者」と規定されています。一方「市民」については、その範囲を明確に規定する法令等はありません。この条例では、「市民」の範囲を、市内に住み、働き、学びまたは活動する個人や団体としています。 具体的には、市内に住所を持っている人、市内に居住する人、市内で就業する人、市内で就学する人、市内に事務所を有する法人その他の団体、市内で活動する法人その他の団体、市内で活動する人をいいます。 このように、「市民」の範囲を広くとらえているのは、地域社会が抱える課題を解決し、まちづくりをすすめていくためには、幅広い人々や団体が力を合わせていくことが必要であるという理由からです。
	四日市市	四日市市市民自治基本条例	平成17年9月1日	(1) 市民 本市の区域内に居住する者をいいます。 (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。	
	豊中市	豊中市自治基本条例	平成19年4月1日	規定なし	「市民」には、市内に住所を有する者(外国人を含む。)はもとより、市内の事業所に勤務する者や、市内の学校に通学する者など、豊中市に関わりのある者を広く含みます。そうした「市民」によって組織された団体も同様です。 豊中市自治基本条例は、さまざまな個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを越えてじっくりと話し合い、持てる力を出し合って自治を担っていくことを目指していることから、自治の主体と位置づけている「市民」の範囲もできるだけ広く解釈することが条例の趣旨に沿うものであると考えます。
	吹田市	吹田市自治基本条例	平成19年1月1日	市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。	「市民」は、地方自治法の定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。)のほか、市外から市内の事業所に通勤する人、市外から市内の学校に通学する人、主たる事業所の所在地を市内に置き事業活動、NPO活動やボランティア活動、自治会活動など様々な活動を行っている個人や団体をいいます。 一般的に、市民イコール住民と捉えられていますが、この条例では、市政をいっしょに進めていく人を市民として広く捉えているため、住民のほか通勤・通学者、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体(事業者)を市民として定義するものです。事業者は、その事業を行う中で、地域と深く密着した活動を行うことも多く、今後、事業者も参画して地域の自治を進めていくことがますます重要であると考え、市民として定義するものです。
20~30万人市	熊谷市	熊谷市自治基本条例	平成19年10月1日	(1) 市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。	
	春日部市	春日部市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいいます。	「市民」とは、市内に住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいいます。まちづくりは、そこに生活の本拠を持つ住民だけではなく、生活の本拠とはいえないまでも多くの時間を過ごす、通勤・通学者、その地域で活動する市民団体等も影響を受けます。このため市民を住民だけに限定していません。春日部市の自治の担い手として、春日部市にかかわりを持つすべての個人及び団体を「市民」と定義しています。 なお、「団体」とは、自治会や市民活動団体、NPO、ボランティアのグループ、趣味のサークル、また、企業・事業者など、すべての団体を指します。
	平塚市	平塚市自治基本条例	平成18年10月1日	市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。	市内に住んでいる人をはじめ、市内で働く人や通学している人、さらに、市内で事業を営んでいる事業者や地域の自治組織である自治会・町内会、社会的課題の解決に取り組む市民活動団体などを市民としています。また、市内に土地などを有し、平塚市に納税義務がある者も市民としています。
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民次に掲げるものをいう。 ア茅ヶ崎市内に住所を有する者 イ茅ヶ崎市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ウ茅ヶ崎市内に存する学校等で学ぶ者 エ茅ヶ崎市内で事業活動を行うものその他公益の増進に取り組むもの オ市に対し納税の義務を負うもの	(1) 第1号について ア～オのいずれかに該当するものを「市民」としています。 茅ヶ崎市の自治は、茅ヶ崎市の住民だけが担い、支えているわけではなく、そこで働き、学び、活動する方々と住民が一緒になって担い、支えていますので、茅ヶ崎市の自治の基本を定めるこの条例では、そうした方々も含めて「市民」としています。 また、市に対して納税の義務を負うものも、「納税」という行為を通じて茅ヶ崎市の自治を担っていますので、「市民」に含めています。 なお、「公益の増進に取り組むもの」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に取り組む自然人や法人、団体をいいますから、自治会、地区社会福祉協議会、NPOなどもこれに該当します。
	大和市	大和市自治基本条例	平成17年4月1日	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。	自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています(外国籍の市民も含みます)。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
20~30万人市	上越市	上越市自治基本条例	平成20年4月1日	市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人	本号は、本条例における「市民」を定義したものである。本条例では、自治を担う権利と責務を有するという観点から、市内に住む人(住民)を始め、他市町村から市内に通勤や通学をしている人、自然人のみならず法人その他の団体も「市民」と定義している。 地方自治法第10条で規定する「住民」とは、市町村の区域内に住所を有する自然人と法人をいうが、「市民」を狭くとらえ、多様な「市民」のかかわりを絶ってしまうことは、本条例の趣旨に合わないと考えられるため、本条例では、他市町村から市内に通勤や通学をしている人や法人格を持たない団体なども「市民」ととらえ、地方自治法で規定する「住民」よりも広い意味で定義付けを行っている。 本条例やその他の条例等において、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるなどにより、明確化を図ることとする。 本号の「ア」は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、実態として本市の区域内に生活の本拠を有する個人を意味する。 本号の「イ」は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人事業者(本市に居住しているかどうかは問わない。)、法人、町内会、NPOや市民活動、文化や体育等の各種団体を意味する。 本号の「ウ」は、本市の区域内に所在する事務所や事業所で継続的に勤務する個人をいう。 本号の「エ」は、本市の区域内に所在する幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等に在学する個人を意味する。 本条例における「市民」は、ア~エに掲げたものだけでそのすべてを規定することが困難であることから、本号では明らかに市民と認められる条件を例示するとともに、「これに準ずると認められるもの」という規定を置き、市外から市内の保育園や授産施設等に通所する個人や、生活の本拠は他市に置くが、勤務や通学上の都合等により、長期にわたって本市に滞在し、地域とのかかわりを持ちながら生活する個人など、ア~エに例示するものに当てはまらない個人、法人、団体等も市民としてとらえられるようにしており、「認められる」とは、市長等の判断によるものではなく、一般的にだれからでもア~エに準じていると認められることを意味している。
	岸和田市	岸和田市自治基本条例	平成17年8月1日	(1) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。	「市民」とは、「市内に住んでいるか、働いているか、学んでいる人、それに加えて市内に事業所を置く事業者」をいいます。つまり、市の区域内に住所を有する住民、「住民」は地方自治法の規定と同じものとし、岸和田市に住んでいる人です。市内の企業やNPO等で働く人、市内の学校で学んでいる人、それに加えて市内で事業所や店を設けて事業活動や商売をしている人等も市民とします。 この「市内に事業所を置く事業者」はその事業を行う中で、地域と非常に密着した活動(地域活動にも参加し、協働の関係にある)を行うことも多く、その権利・責務も自然人としての市民に近いので、これも市民とすることにしました。 「事業」とは継続反復して行われる活動をいい、営利目的であるか否かを問いません。したがって非営利的活動を行っているNPOや公益法人が行う活動も「事業」に該当します。 自治基本条例は「市民」として「自治」を進めるための条例なので、事業者もそういう面から捉えるべきだと考えます。事業者のまちづくりに関する権利も責務も明確にしていくのですが、あくまでも自治基本条例で自治に関わっていくべき事業者は、「市内に事業所を置く事業者」ということで「市民」として位置付けることにしました。 「事業者」とは「市内で事業活動を行う者」を指し、市内に事務所を置いていようと市外に事務所を置いていようと構いませんが、とにかく市内で事業活動を行う事業者をいいます。自然人・法人どちらも含まれます。事業活動には営利活動も非営利活動も含まれます。
	明石市	明石市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に居住する者(以下「住民」という。)、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう。	
	太田市	太田市まちづくり基本条例	平成18年4月1日	「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。	
	宝塚市	宝塚市まちづくり基本条例	平成14年4月1日	規定なし	
10~20万人市	江別市	江別市自治基本条例	平成21年7月1日	(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	(1) 市民 ここでの「市民」は、江別市に住所がある人(外国人を含みます。)に限らず、江別市のまちづくりに関係が深いと考えられる市内で働く人や学校で学んでいる人、市内で事業所や店舗を設けて事業活動をしている法人や、自治会、NPO、ボランティア、市民活動団体などの団体も、広い意味で「市民」として扱います。
	苫小牧市	苫小牧市自治基本条例	平成19年4月1日	市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。	「市民」には、地方自治法第10条に定められた住民(市内に住所を有する人で、法人や外国人を含みます。)のほか、市内に住所を持たないが市内の事業所や学校などで働き、学ぶ人、さらに、市内で事業活動を営む事業所や社会活動を営む法人その他の団体を含むものとして扱います。 このように、まちづくりに関わる市民の範囲を広くしているのは、「住民」に限らず、このまちに暮らし、このまちで活動し、このまちで働く人も通学する人も、子どもも外国人もそれぞれの生活における市との関わりにおいて、まちづくりに関係する存在であるということによりです。
	奥州市	奥州市自治基本条例	平成21年10月1日	(1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。	第1号は、奥州市における住民登録の有無や日本国籍の有無にかかわらず、市内に住み、市内の企業や学校に通勤や通学をする人等幅広く市民を定義しています。
	古河市	古河市自治基本条例	平成21年10月1日	(1) 市民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民等 市民並びに市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。	
	栃木市	栃木市自治基本条例	平成21年10月1日	(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事業所を置く事業者をいう。	

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
10~20万人市	富士見市	富士見市自治基本条例	平成16年4月1日	(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。	
	三郷市	三郷市自治基本条例	平成21年10月1日	(1) 市民 市内に住所を有する個人をいう。 (2) 市民等 市民及び市内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体をいう。	「市民」と「市民等」 「市民」を自治の基本的で最小単位の担い手として捉え、三郷市に住む人(個人)と限定します。なお、「住所」とは、「生活の本拠がある所」を意味します。 自治の基本となる主権者の範囲を限定する考え方と、まちづくりの主体をより広く捉える考え方があります。しかし、ここでは、市民としての権利や責務は他の人々とは明確に区別すべきとの考え方から「市民」を限定しています。 自治の基本的な担い手は、「市民」を中心としつつ、参加や協働の場面においては、市外在住であっても市内で働き、学び、活動する人や団体、組織等、より広い主体が関わりを持つべきであると考え「市民等」を規定しています。
	流山市	流山市自治基本条例	平成21年4月1日	(1) 市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者をいいます。 (2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。	【第1号】 本条例における「市民」とは流山市に住所を有する市民を規定しています。この市民は、住民基本台帳に記録され又は外国人登録法で規定する外国人登録原票に記載されている人をいいます。 【第2号】 市民自治によるまちづくりを地域で担うのは、市民に限られるものではありません。市民自治によるまちづくりの担い手として欠かすことのできない存在としてとして、第1項に定める市民をはじめ、市内の事業所で働く人や市内の学校に通学する人、市内の事業者、自治会、NPOを市民等として定義しています。 なお、NPOは法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。事業者には営利活動を行う個人、団体及び法人を含みます。
	三鷹市	三鷹市自治基本条例	平成18年4月1日	(1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。	
	小平市	小平市自治基本条例	平成21年12月22日	(1) 市民 小平市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する個人をいう。 (2) 市民等 市民並びに市内で働き、学び、又は活動する個人(市民を除く。)及び市内で活動する法人その他の団体をいう。	《第1号、第2号関係》 「市民、市民等」 この条例では、「市民」「市民等」について、以下のように整理しています。 市民 小平市の区域内に住む人をいいます。区域内に住む人とは、市内に住所を有する個人(自然人)を意味し、住所とは生活の本拠がある所を意味します。 市民等 この条例は、「市民」が自治の主体かつ担い手として、市政運営に参加をすることや、地域課題解決のための活動をするを規定していますが、「市民等」も小平市における自治の担い手として、地域課題解決に寄与すると位置付けています。
	国分寺市	国分寺市自治基本条例	平成21年4月1日	(1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。 (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。	「住民」とは、実際に国分寺市内に住所を有している者(個人)を指します。 「市民」とは、地方自治法が主権者として想定する「住民」だけではなく、市内で働く者、市内の学校等で学ぶ者やNPOの活動などで市内において公益的な活動をする個人もその要素となります。自治基本条例では、これら国分寺市の社会を構成する個人をすべて包含します。
	多摩市	多摩市自治基本条例	平成16年8月1日	(2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。	
	海老名市	海老名市自治基本条例	平成19年10月1日	(1) 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は事業者(市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。)をいいます。	・「市民」について(第1号) 海老名市内に住所を有する人(外国人を含みます)はもとより、市外に住んでいても、海老名市に通学通学する人や事業者を「市民」として含めました。地方自治法では「住民」を「市の区域内に住所を有する者」として規定し、地方公共団体の構成員としていますが、本条例では、「住民」以外の人々も、海老名市の自治運営において大切な主体となるものと考え、「市民」に含めることとしました。
	飯田市	飯田市自治基本条例	平成19年4月1日	ア 市民 市内に居住する者及び市内で事業を営むもの若しくは公益活動をする団体をいいます。	
	安城市	安城市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。	(1)「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。 このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決を進めていくためには、安城市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。
	伊賀市	伊賀市自治基本条例	平成16年12月24日	1 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。	
	甲府市	甲府市自治基本条例	平成19年6月21日	(1) 市民 市内に住む人のほか市内で働く人、学ぶ人、事業その他の活動を行う人や団体をいいます。 (2) 住民 市内に住所がある人をいいます。	法令においては、住所の有無によって、権利や責務の内容が異なるため、この条例においても、その違いを明確にする必要があります。 このため、甲府市に住居を有する者の用語を「住民」とし、「市民」は、市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学している人に加え、市内で市民活動をするなど、さまざまな活動を行っている個人、事業者、団体を示す用語として定めています。

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
10～20万人市	大東市	大東市自治基本条例	平成18年4月1日	(1) 市民 市内で在住、在勤または在学する者をいう。	この条における定義の効力は、基本的に本条例と関連する規則に限られ、他の条例に及ぶものではありません。 なお、市民の定義には、付与される権利と、課せられる義務の関係や、真の自治の主体は、住んでいる人であるという理由から、「市の在住者に限る」という意見がありますが、自治基本条例では、多くの人々が市政に参加するという「市民と行政の協働」を大きな柱の一つとして位置付けているので、市民の定義を「広義の市民」としています。
	生駒市	生駒市自治基本条例	平成21年4月1日	市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。	第1号 「市民」とは、地方自治法上の「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。)のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
	鳥取市	鳥取市自治基本条例	平成20年10月1日	市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。	市民とは、鳥取市内に住所を有する人「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。これは、本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決していくためには、住民だけでなく、本市に生活する幅広い人たちが協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。
	防府市	防府市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に住所を有する人をいいます。 (2) 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。	(1)「市民」とは、市内に住所がある人(外国人を含む)をいいます。 (2)「市民等」とは、前述の「市民」のほか、「市内の事業所に勤務している人」や「市内の学校に通っている人」、「市内で事業活動や市民活動など、様々な活動を行っている個人や団体」をいいます。 ここで「市民」とは別に「市民等」を定義しているのは、地域社会が抱える課題への取組みやまちづくりを進めていくためには、市民のほか、防府市という地域社会における幅広い人々や団体が力を合わせて取り組むことが重要であるとの考えによるものです。 しかしながら、具体的な権利や責務の対象となる「市民」または「市民等」の範囲を限定する必要がある場合は、この条例の趣旨を尊重し、それぞれの条例等の目的に照らし個別に定めるものとしします。 また、「市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」とは、市内に事業所を有する法人(企業等)やNPO団体、地域の自治組織である自治会・町内会、社会的課題の解決に取り組む市民活動団体等をいいます。 これらは、その事業や活動を行う中で、地域と非常に密着した活動(地域活動にも参加し、協働の関係にある)を行うことも多く、また、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならないものと考えられます。
	丸亀市	丸亀市自治基本条例	平成18年10月1日	(1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。	・「市民」とは、市内に住んでいるか、働いているか、学んでいる人、それに加えて市内で事業を営む者をいいます。つまり、市の区域内に住居を有する住民(丸亀市に住んでいる人です)、市内の企業やNPO等で働く人、市内の学校で学んでいる人、それに加えて市内で事業所や店を設けて事業活動や商売をしている人等も市民とします。 自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています。 ・「住民」とは、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)10条で規定されているとおり、丸亀市に住居を有する者です。外国人登録をしておれば、住民となりますが、選挙権については、自治法第11条で日本国籍を有するものと限定されています。
	薩摩川内市	薩摩川内市自治基本条例	平成20年10月12日	(1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者をいう。	
	帯広市	帯広市まちづくり基本条例	平成19年4月1日	市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。	様々な活動を行っている人や団体などの知恵や力を、まちづくりに活かすことが必要であることから、市民の範囲を地方自治法第10条に規定されている住民(市内に住所を有する人で、外国人、法人も含む)のみならず、市内に通勤・通学している人や市内で市民活動や事業活動などを行っている人や団体を含めて、定義しています。 市内で市民活動や事業活動を行っている団体とは、町内会、NPO、ボランティア団体をはじめ各種団体、企業など市内に事務所・事業所を有し、活動している団体をいいます。また、市内で市民活動や事業活動を行っている人とは、一定期間、一定時間、市内で過ごし、帯広市を主要な活動拠点としている人を示しています。
	花巻市	花巻市まちづくり基本条例	平成20年4月1日	(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいいます。	・「市民」には、市内に住所を有する人(住民)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体が含まれます。
東海市	東海市まちづくり基本条例	平成15年12月22日	規定なし		

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
5～10万人市	石狩市	石狩市自治基本条例	平成20年4月1日	(1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 住民 イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者 ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体	・「住民」とは、地方自治法でいう住民と同じく、市内に住民登録又は外国人登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。(第1号) ・「市民」とは、前号の「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。これらの人や団体は、その行動や事業活動などを通して地域や住民と深くつながっていることも多く、新たな公共的課題を生み出したり、その活動が石狩市のまちづくりに大きく寄与することが期待されることから、これらの主体もまちづくりの主役として「市民」に含めることとしました。(第2号)
	宮古市	宮古市自治基本条例	平成19年7月2日	(1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業所等の団体をいう。	「市民」の意義については、宮古市内に居住する者以外でも、幅広く「市民」とします。そこには当然外国籍の市民の皆さんも含まれます。また、事業所、各種団体についても、まちづくりに関する様々な活動には、市内の企業や団体等の協力も不可欠であることから、同じく「市民」として定義します。
	南相馬市	南相馬市自治基本条例	平成20年4月1日	(1) 市民 市内に住む人、市内で働く、又は学ぶ人及び市内に事務所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。	・「市民」は、自然人及び法人を対象とし、本市に住む人ばかりでなく、本市で働き学ぶ人なども、本市のまちづくりに関係が深いことから「市民」としています。また、事業所などの法人も、まちづくりの担い手であることから、「市民」としました。
	小美玉市	小美玉市自治基本条例	平成20年4月1日	(1) 市民 市内に居住する者、または働く者、学ぶ者並びに市内において活動を行う企業やNPO法人、ボランティア団体をいう。	1)「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人や、法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。 自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています。
	北本市	北本市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。	この条例の中に記載する「市民」は、市内に住んでいる人、市内で働いている人、市内で学んでいる人、市内で事業活動をしている事業者とします。 まちづくりは、市内に住んでいる人だけではなく、市内の会社や学校へ通勤、通学する人や、市内で事業活動を行う人たちの協力が欠かせないと考え、市民の範囲を広くしています。
	綾瀬市	綾瀬市自治基本条例	平成22年4月1日	規定なし	
	越前市	越前市自治基本条例	平成17年10月1日	(1) 市民 市内に住み、勤め、若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体をいいます。	
	日進市	日進市自治基本条例	平成19年10月1日	(1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。	・「市民」は、自然人だけでなく、法人等団体も含んでいます。「者」は自然人としての人を表し、「もの」は自然人としての人と団体を表します。なお、団体は、法人格の有無を問いません。 また、在勤、在学者は、「17・連携」で市民と協力する者として規定されています。
	みよし市	みよし市自治基本条例	平成20年10月1日	(1) 市民 市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに町内において活動及び事業を行う個人、法人及び団体をいいます。	これからは、市内に住所を有する者だけがまちづくりに参画するのではなく、住所の有無を問わず、市内で学ぶ・働く・活動する個人、法人、団体すべてが参画しなければより良いまちづくりはできないと考え、市民を定義しました。
	名張市	名張市自治基本条例	平成18年1月1日	(1)市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。	市民の定義中の市内で活動する団体とは、コミュニティ組織、NPO、ボランティア等の市民公益活動団体、PTAや老人会、趣味のサークルなどの任意団体などを指します。
	大阪狭山市	大阪狭山市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。	(1)「市民」は、市内に住所を有する人(住民)の他に、市外から市内の事業所に通勤する人、市外から市内の学校に通学する人、市内において事業活動、NPO活動、ボランティア活動、自治会活動など様々な活動を行なっている個人や団体をいいます。
	阪南市	阪南市自治基本条例	平成21年7月1日	(1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。	(1)「市民」とは、地方自治法第10条第1項に定める「住民」のほか、市内で事業を行っている事業者や市内で様々な活動を行っている個人や団体のことをいいます。
	笠岡市	笠岡市自治基本条例	平成20年10月1日	(1) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。	
	四国中央市	四国中央市自治基本条例	平成19年7月1日	(1)『市民』市内に住み、働き、又は学ぶ者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいいます。	第1号では、「市民」について定めています。 このまちで働く者、学ぶ者、事業を営むもの、活動するものの個人や団体を問わず、このまちに集うこれらの人たちは、まちを構成する一員として欠かすことができないことから、地方自治法第10条に規定する住民に限らず、市内に住所を有しなくても、このまちで活動するこれらの人も含めて幅広く市民としています。
合志市	合志市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 本市に居住する者 イ 本市に通勤し、又は通学する者 ウ 本市で事業を営み、又は活動する者及び法人又は団体		
出水市	出水市自治基本条例	平成22年4月1日	第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 市内に居住する者 イ 市内に通勤又は通学する者 ウ 市内で活動を行う法人又は団体 (2) 住民 出水市に住所を有する者をいいます。	(第1号) この条例では、本市の自治の推進に係る権利や、ルールなどを守る責務が誰にあるのかという観点から、市民を市内に居住する個人に限定せず、市内に居住する者をはじめ、市内に通勤・通学する者、市内の法人又は団体を「市民」として定義しています。 (第2号) この条例では、出水市に住所を有する者を「住民」と定義し、「市民」と「住民」との使い分けを行っています。	

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
5～10万人市	登別市	登別市まちづくり基本条例	平成17年12月21日	規定なし	
	日光市	日光市まちづくり基本条例	平成20年4月1日	(2) 市民 日光市に居住する者、働く者、学ぶ者及び市内において活動する団体(営利又は非営利を問わない。)をいう。	市民 居住する市民だけでなく、様々な団体なども位置づけています。
	秩父市	秩父市まちづくり基本条例	平成17年5月24日	(1) 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。	
	清瀬市	清瀬市まちづくり基本条例	平成15年4月1日	規定なし	
	加賀市	加賀市まちづくり基本条例	平成18年4月1日	(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において活動を行う法人その他の団体をいう。	
	千曲市	千曲市まちづくり基本条例	平成19年4月1日	市内に住所を有する者、市内に勤務又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等をいう。	
	知立市	知立市まちづくり基本条例	平成17年4月1日	市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。	
	亀山市	亀山市まちづくり基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。	この条例では「市民」を、市内に居住している人、市内に勤めている人や市内の学校に通学している人に加え、市内に事務所や事業所を持っている法人やその他の団体としています。なお、その他の団体には、自治会やコミュニティといった地域の団体や、市民活動団体も含まれます。
	志摩市	志摩市まちづくり基本条例	平成20年8月1日	(1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」という。)、在勤又は在学する個人及び市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。	
	野洲市	野洲市まちづくり基本条例	平成19年10月1日	(1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は市内で活動する人若しくは団体及び事業者をいいます。	・「市民」には、市内に住所を有する外国人や子どもたちも含まれています。また、「市内で活動する人若しくは団体」とは、市内の市民活動団体、自治会などをいいます。
	京丹後市	京丹後市まちづくり基本条例	平成20年4月1日	(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう。	このうち(1)の「市民」には、住民票の有無にかかわらず市内に住んでいる人、働いている人、学校等で学んでいる人、NPOやボランティア活動等をしている人や団体、そして会社や事業所も含まれます。
	柏原市	柏原市まちづくり基本条例	平成19年4月1日	(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤、通学する者並びに市内に事業所を置く事業者及びその他の団体をいう。	
さぬき市	さぬき市まちづくり基本条例	平成17年4月1日	規定なし		
5万人未満市	都留市	都留市自治基本条例	平成21年4月1日	(1) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。	
	留萌市	留萌市自治基本条例	平成19年4月1日	(1) 市民 市内に住所がある人、市内で働く人、市内の学校に通学する人並びに市内で事業その他の活動を行う人及び団体をいいます。	
	稚内市	稚内市自治基本条例	平成19年4月1日	2 この条例で使う「市民」とは、次のいずれかに当てはまるものをいいます。 (1) 市内に住む人 (2) 市内の事務所や事業所で働いている人 (3) 市内の学校などに通う人 (4) 市内で事業を営むものや市内で活動する団体	「市民」とは、本市に関する全ての人、事業者、活動する団体を含めて、市民としております。本市に住んでいる人、本市の事務所や事業所で働いている人、本市の学校等に通学している人についても、その生活の一部は本市で営まれており、事業者の事業活動や多様な団体の活動も本市のまちづくりに密接に関連していることから、まちづくりに参画する権利を保障するとともに、その責任に応じた役割も発生するものであることから、幅広く定義をしております。
	名寄市	名寄市自治基本条例	平成22年4月1日	第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住する者、市内で働き、若しくは市内の学校で学ぶ者、又は市内においてその他の様々な活動を行う者若しくは団体をいう。	1. 「市民」の定義について まちづくりに関わる人々という観点から、広い意味で位置づけています。居住する者のほか、市内で働く者、学校で学ぶ者、さらに事業活動やボランティア、市民活動団体などが営む社会活動を様々な活動と表現しています。
	にかほ市	にかほ市自治基本条例	平成21年6月25日	(1) 市民 市内に住む人並びに市内で働く人及び学ぶ人をいう。	第1号の「市民」については、まちづくりは、市内で生活・活動するすべての人々による参画と協働により推進する必要があることから、外国人を含む市内に居住している人のみならず、市外から市内へ就労あるいは就学のため通勤・通学している人々を含め「市民」と定義しています。
	妙高市	妙高市自治基本条例	平成19年4月1日	(1) 市民 市内に居住する者又は市内で働く者、学ぶ者、活動するもの若しくは事業を営むものをいう。	「市民」…自治に関するさまざまな活動には、市内に住んでいる人に限らず、企業や学校、そこに通勤通学する人たち、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力が不可欠と考え、幅広く市民を定義しています。また、外国籍の市民も含まれます。

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
5万人未満市	輪島市	輪島市自治基本条例	平成20年4月1日	3 この条例において「市民」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 市の区域内(以下この項において「市内」という。)に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有するとともに、活動を行う個人及び法人その他の団体(第7条において「事業者」という。) (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内に存する学校に在学する者	地方自治法第10条には、「住民」とは、その地方公共団体の区域内に住所を有する自然人及び法人であり、具体的には、 自然人(国籍、年齢、行為能力などは問いません。)については、生活の本拠をその地方公共団体の区域内としている者 法人については、主たる事務所の所在地又は本店の所在地をその地方公共団体の区域内としている者と定められています。 しかし、この条例においては、「市民」として、地方自治法における「住民」に、次に掲げる個人や団体を加えたものとしています。 つまり、市内に住所は持たないが、市内に事務所や事業所を持つとともに、市内で事業活動や社会活動などの様々な活動を行う個人や団体(営利、非営利は問いません。) 市内の事務所や事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 その理由は、「市内」に暮らし、活動し、働き、あるいは在学する個人や団体は、それぞれの生活における市との関係において、公益的な活動をしている場合も少なくなく、市政に密接に関係する存在であるからです。
	小諸市	小諸市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。 (2) 住民 本市の区域内に住所を有する人(定住外国人を含む。)をいいます。	第1号「市民」とは、小諸市に住民登録を行っている人だけではなく、小諸市で働く人や学ぶ人、活動する人や団体等と定義しています。このように、市民を広く定義したのは、小諸市における課題の解決等のまちづくりを進めるにあたっては、小諸市に係る様々な人の協力なくしては成し得ないことから、その権利や役割を規定する必要があるとの認識に基づくものです。 第2号「住民」とは、住民登録を行っている人(定住外国人を含む。)と定義しています。これは、住民登録を行うことにより市民税等の納税負担の義務が発生することから、市政に最も関係する人として、広く定義した市民の権利とは別の権利として、本条例内で住民投票権を規定するために定義したものです。ここでは、小諸市内に住所を有する外国人も、小諸市を構成する一員であることを規定しています。
	米原市	米原市自治基本条例	平成18年9月1日	(1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内で働く者および学ぶ者をいう。	「市民」は、米原市に密着した関係を持つ個人とします。まちづくりに大きく関係する人として、市内に住所を有する人 1、市内の事業所で働く人や市内の学校に通う人を市民と定めています。 1:米原市で外国人登録を有する者を含む
	篠山市	篠山市自治基本条例	平成18年10月1日	(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。	「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含まれます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。 このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決やまちづくりを進めていくためには、篠山市に係る幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。 また、「者」は個人を指し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
	朝来市	朝来市自治基本条例	平成21年4月1日	(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	この条例において市民とは、朝来市内に住所を有する人のほか、市内の企業等に勤務する人や市内の学校に通学する人、並びに市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体で事業活動を行っている者(以下、事業者と言います。)を言います。事業活動には、営利目的であるか否かを問いませんので、非営利活動を行っている団体・公益法人等の活動も含まれます。 地方自治法第10条で規定する住民とは、市内に住所を有する人で外国人や法人を含みますが、朝来市には、様々な人が住んでおり、地域が抱える多様な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、住民だけでなく市内に生活し、活動する幅広い人たちが協力し合って取り組むことが重要であると考え、地方自治法で規定する住民よりも広い意味での定義づけをしています。しかしながら、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるものとします。
	善通寺市	善通寺市自治基本条例	平成17年10月1日	(1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者等生活の関りを有するすべての者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。	
	伊予市	伊予市自治基本条例	平成22年1月1日	市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営むもの、市内で活動するもの。	特にこの条例において「市民」とは、市内に住む者のほか、市内に勤務する者、事業所や事業主、NPOなど市内で活動する団体や個人なども含めて定義しています。
	由布市	由布市住民自治基本条例	平成21年9月25日	(1) 市民とは、由布市内に住所を有する人をいう。 (2) 市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う人若しくは団体をいう。	
	えびの市	えびの市自治基本条例	平成22年4月1日	(1) 市民 市内に住み、働き、又は学ぶ個人並びに市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。	(1) 市内に住んでいる人はもちろん「市民」ですが、この条例では市内で働いている人、市内の学校に通っている人、市内で事業活動やその他の活動をしている人や団体も「市民」とします。

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義(改訂版)

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
5万人未満市	美唄市	美唄市まちづくり基本条例	平成19年3月27日	(1) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、事業を営む法人、その他活動する団体をいいます。	「市民」は、まちづくりに携わるすべての人々を含むべきであるという考えから、居住者(外国籍の市民も含まれます。)だけでなく、在勤・在学者、事業を営む法人、NPOなどの市内で活動する団体を含めています。
	東松島市	東松島市まちづくり基本条例	平成21年4月1日	(1) 市民 市内に居住する者若しくは市内へ通勤、通学する者若しくは市内に事業所を置く事業者及び団体又は市内外で東松島市のために活動する個人及び団体をいう。	
	長井市	長井市まちづくり基本条例	平成18年4月1日	(1) 市民 次に掲げるものをいう。 イ 市内に住所を有する者 ロ 市内に事務所又は事業所を有するもの ハ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ニ 市内に存する学校等に在籍する者 ホ 市に対する権利又は義務を有するもの	(1) 市民 まちづくりに関しては、住民のみならず、市となんらかの関係を持つ者すべてが協力して行うべきものとの考えから、住民のほか、市内に事務所等を有するもの、市内に勤務・通学するもの、市に対して権利・義務を有するものを市民として、各種まちづくりをともに進めていくこととしています。
	羽咋市	羽咋市まちづくり基本条例	平成15年4月1日	規定なし	
	あわら市	あわら市まちづくり基本条例	平成21年3月1日	(1) 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者及び事業者をいう。	
	雲南市	雲南市まちづくり基本条例	平成20年11月1日	規定なし	
	新見市	新見市まちづくり基本条例	平成17年3月31日	(2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人(以下「事業者」という。)その他の団体をいう。	
	芦別市	芦別市まちづくり基本条例	平成20年10月1日	3 この条例で「市民」とは、市内に住んでいる者、市内で働く者、学ぶ者と市内で活動する法人が団体をいいます。	
特別区	文京区	「文の京」自治基本条例	平成17年4月1日	二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。 三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。	
	中野区	中野区自治基本条例	平成17年4月1日	規定なし	
	杉並区	杉並区自治基本条例	平成15年5月1日	一 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。	
	足立区	足立区自治基本条例	平成17年4月1日	区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。	

表中
 は、名称が「まちづくり基本条例」のもの
 は、「市民の定義」規定がないもの
 は、「市民」のほか「市民等」の定義があるもの

市民の定義については、「住所を有する(居住・在住)」「働く(通勤・在勤)」「学ぶ(通学・在学)」者(個人)と市内において「事業活動を行う」法人(団体)を謳っているケースがほとんどである。(調査108自治体中96自治体、残りの12自治体は「市民の定義」規定なし)

このことは、条例のタイトルが「自治基本条例」であっても「まちづくり基本条例」であっても、何ら変わりはない。

ただし、中には「市民」=「住民」と位置づけ、その他の「働く人・学ぶ人」を別に「市民等」と定義する自治体が8自治体あった。

基本理念及び基本原則に係る議論について

(H22.9.17 理念部会会議)

平成 22 年 9 月 1 日の自治基本条例全体会において、参加委員より、
基本理念の 1 号が他の号と性質が違うように感じられる
基本原則の 1 号と 3 号が類似しているように感じられる
との指摘がされたことについて、部会委員で議論を行なった。

(基本理念 現行案)

第 条 本市は、次に掲げるまちづくりを実現することを自治の基本理念とする。

- (1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり
- (2) 市民主権のまちづくり
- (3) 協働のまちづくり

(基本理念 部会修正案)

第 条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

(基本理念に係る部会における議論)

- ・ 基本理念の中に、理念的な言葉と手段的な言葉が混在していたのが曖昧さの原因ではなかったか。
- ・ 現行案でも理念としてのまとめ具合は必ずしも悪くは無いのではないか。
- ・ 「協働」という新しい概念は、「理念」と捉えても良いのではないか。
- ・ 「前文」や「目的」に類似の内容があるからと言って、「『基本理念』はいらぬ」ということにはならないと考える。
- ・ 「協働」という手段的な要素は原則で謳った方が良いのではないか。
- ・ 市民主権という憲法に保障されている事項をわざわざ言う必要があるのか。
- ・ 複数の項立てが必要なのか。2 項は目的にも類似した表現があるし、第 1 項の一文のみでも良いのではないか。
- ・ 1 項で一文にまとめた方が、逐条解説をするときに、説明をよりわかりやすく出来ると思う。
- ・ 参考案の「市民主権」は後ろに回した方が、より部会の議論の意図に近くなるのではないか。
- ・ 事務局の案をベースにすることにより、「幸せな暮らしの実現」も「市民主権」も表現できる。3 号の協働は原則に回せば良いので、一文で良いのではないか。

(基本原則 現行案)

第 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民がまちづくりに参加すること。

(2)情報共有の原則

市政及びまちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)平等と機会均等の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(基本原則 部会修正案)

第 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

(基本原則に係る部会における議論)

- ・ 現行案であれば、市民総参加の言い回しがきつい面もある。
- ・ 基本原則は、「協働」を入れた方が収まりが良い。
- ・ 全体の条文から見たときに、「協働の原則」を入れた方が各条文に対して「原則」が生きてくると思う。
- ・ 修正案であれば、全体会の他部会からの1号と3号のダブリ感への指摘にも応えられると思う。
- ・ 修正案の方が、「目的」の市民主体の内容を1号で説明できていると思う。
- ・ 「～性別、年齢等～」の「等」はどこまでを範囲とするのか。
- ・ 部会での議論は、「自治基本条例では市民を可能な限り広く」と議論してきた。細かい面は個別条例の中で議論すれば良いのではないか。
- ・ 厳密に言うと、現行案の1号と3号は全く違うものと思うので、一つに括るのは良いのか。4号構成でも良いのではないか。
- ・ 1号と3号の議論はあるが、修正案であれば両方の意味を取れるので、案の3号構成で良いのではないか。
- ・ 総参加の原則というのは項目として外せないが、内容というのは修正案の方が部会での議論に近いのではないか。

大分市自治基本条例検討委員会

第 11 回 市民参加・まちづくり部会での議論の内容について（報告）

「地域コミュニティ」について

- （意見）・言葉の解釈等を逐条解説に入れれば、良いのではないか
- ・「地域コミュニティ」は、新聞を見てもニュースを見ても絶対何らかの形で出てくる言葉であるので、きちんとした説明は難しいが、イメージは分かってもらえるのではないか
 - ・実務として、流動性を持たせたり、幅広く対応させていくためにも、この言葉を定義付けするのではなく、この言葉の捉え方や検討した際の考え方、想い等を逐条解説に入れたら良いのではないか
 - ・言葉というのは、今は馴染みがなくても、使っていくうちに分かってもらえるのでは
 - ・自治基本条例の中に「地域コミュニティ」という言葉がないと、逆に違和感があるような気がする

【まとめ】自治基本条例としては、「地域コミュニティ」という言葉を使用し、逐条解説において、議論の経過や想い等を踏まえながら、この言葉の解釈をきちんと規定する

「自治」と「まちづくり」について

- （意見）・住民自治を目指すために、まちづくりをするという考え方、解釈で良いのでは
- ・運用面を考えると、組織をどう機能させるのかということになるので、そうした組織の部分であれば「自治」と捉える方が良いのでは
 - ・「まちづくり」は、「自治」の次の段階だと思うので、名称は「自治基本条例」で良いのでは
 - ・地方や地域が主体になってやっていこうという流れなので、「自治基本条例」と言う方が、より市民が主体ということが出せるではないか
 - ・この条例は、住民自治を確立していくことの宣言になるので、「自治基本条例」と言った方が、よりこの条例の性格が明確になると思う

【まとめ】これは「住民自治」を目指す、そうした市民が主体という捉え方が良いと思うので、「自治基本条例」という名称が良い

その他、全体的なことについて市民意見交換会について

- ・市民からの意見をどう条例に反映させていくのか、共通認識が必要だと思う
- ・市民意見交換会では、専門的な質問というよりかは、一般的な質問、例えば、なぜ作る？ 何で今頃作る？ それによってどう変わる？ が聞かれると思うので、最低限このことは押さえておく必要がある

素案の作成に向けて

- ・全体会では、個別の条文や言葉の解釈を確認するよりかは、全体的な条文の流れ、並び、文言の統一等を議論した方が、時間的に効率良く進むと思う
- ・今まで全体会で出た意見を、どうしたのか、どうなったのかが分かり難いので、資料としてきちんと押さえていくことで、後々整理がし易いと思う
- ・前文の押さえ方、詰め方について、もう一度確認をしておきたい

第10回執行機関・議会部会における主な論点

- ・ 「市民」の定義について、実際に住んでいる人だけではなくて、市内に通勤する人や通学する人・事業者までも含めることがどうか。「まちづくり基本条例」とか、「市民基本条例」とかいうものであればともかく、「自治基本条例」としたときには、実際に住む人のみを「市民」とすべきではないだろうか。適切な題名を含めて、一度検討すべき。
- ・ 他市の自治基本条例における「市民」の範囲について、客観的な裏付けの資料を作成して欲しい。
- ・ 「まちづくり」という言葉の概念も明確ではなく、非常に広く捉えられる言葉でもあり、仮に「まちづくり基本条例」とするにしても、いわゆるまちづくり条例との差異を含めて、慎重に整理する必要がある。
- ・ 通勤・通学する人にも大分市のことをしっかりと考えて、責任を持って参加してもらうべきである。
- ・ 住民以外の者や市民以外の者までも対象とする個別の条例がある一方で、住民のみを対象とする施設などもある。
- ・ 題名の中に「市民」という言葉を入れた方が、市民のために作る条例という姿勢を示せるのではないか。
- ・ この条例を何故作るのか、作ったら何が変わるのかという根本的な質問に対する答えを含めて、個別の条文についての論点整理をしっかりとっておかなければならない。